

## 令和元年度 特定個人情報等の取扱いに関する監査結果報告書

令和元年度特定個人情報等の取扱いに関する監査結果は、次のとおりである。

### 1 監査目的

特定個人情報を取り扱う地方公共団体は、国の個人情報保護委員会が示す指針に基づき、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な安全管理の措置を講じる必要があり、本市においても、当該指針に基づきマイナンバー制度に関する業務を行ってきたところである。当該監査については、特定個人情報の取扱い状況について、客観的な目線から国の基準に基づく監査を実施し、必要な助言等を行うことにより、情報漏えい等の事故の未然防止を図ることを目的としたものである。

### 2 監査の対象部署及び事務

- (1) 財務部税務事務所市民税課 個人住民税に関する事務
- (2) 市民協働部市民課 住民基本台帳に関する事務

### 3 監査期間

- (1) 予備調査 令和元年 12 月 23 日から令和 2 年 1 月 8 日まで
- (2) 監査実施 令和 2 年 1 月 9 日から令和 2 年 1 月 10 日まで

### 4 監査体制

役割	所属及び役職	備考
監査責任者	副市長	-
監査実施者	情報政策課 課長	-
監査実施者	情報政策課 課長補佐	-
監査実施者	情報政策課 システム係員	-
監査補助者	委託事業者	公認情報セキュリティ主任監査人

### 5 監査における基準

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）
- (2) 特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）
- (3) 地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル（平成 31 年個人情報保護委員会通知）

### 6 監査手法

- (1) 被監査部署においてチェックリストに基づく自己点検の実施（予備調査）
- (2) チェックリストに基づくヒアリング
- (3) 文書類、記録類等の閲覧
- (4) 執務室（端末設置場所等）の現地確認

裏面に続く

## 7 監査結果

### 「監査項目数及び課題の件数」

特定個人情報の管理段階	項目数	課題の件数		
		市民税課	市民課	合計
取得	2項目	0件	0件	0件
利用	3項目	0件	0件	0件
保存	2項目	0件	1件	1件
提供	3項目	0件	0件	0件
廃棄	3項目	0件	0件	0件
その他 (マニュアル等の整備)	1項目	0件	0件	0件
その他 (取扱区域の管理)	3項目	2件	0件	2件
その他 (教育研修)	2項目	0件	0件	0件
その他 (緊急時体制の整備)	1項目	0件	1件	1件
その他 (委託の管理)	3項目	1件	1件	2件
計	23項目	3件	3件	6件

## 8 総評

当該監査においては、全23項目の事項について監査を行い、概ね法令や個人情報保護委員会が定める指針が示す特定個人情報の取扱い方法が実施されていることが確認できた。

今後についても、特定個人情報の取扱件数の増加、保管期間を過ぎた書類の廃棄、データの消去等が見込まれていることから、定期的に監査を実施し、特定個人情報の取扱い状況の確認を行うこととする。

課題については、改善するために必要な助言を行い、被監査部署において早急に改善を実施した上、監査実施者により再度確認を行うこととする。

以上